

特定作業の手引き

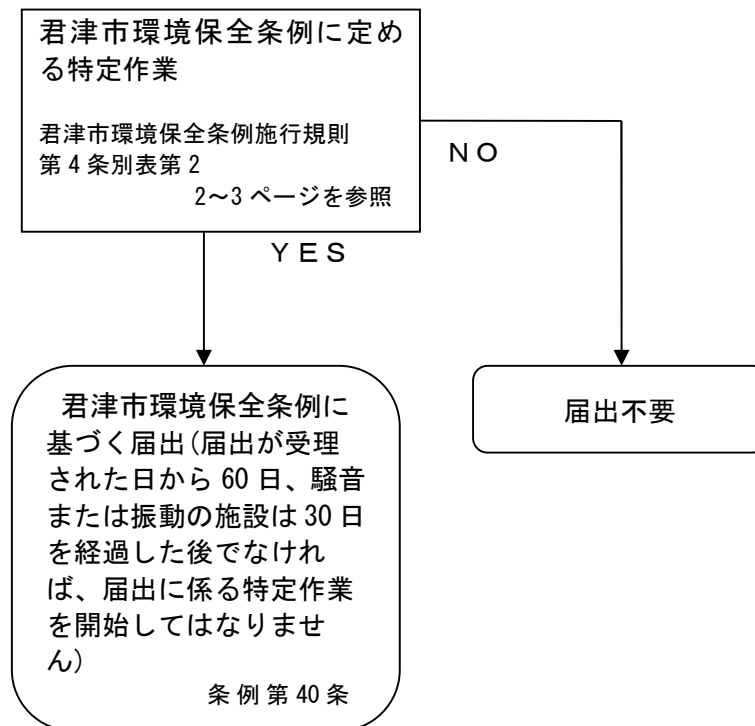
令和4年7月

君津市経済環境部環境保全課

1. 特定作業とは

ばい煙等を発生し、及び排出し、または飛散させる作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものを言います（君津市環境保全条例第2条より）。

2. 特定作業の届出のフロー図



※作業開始日は届出日の翌日を起算日として60日、30日前までに届出の必要がありますので、作業開始可能日は届出日の61日後、31日後になります。

3. 指定地域

- ・ 君津市環境保全条例の届出を要する区域

市内全域

4. 特定作業の種類

条例施行規則第4条別表第2より

1 ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定作業

番号	作業の種類
1	ブラスト又はタンブラストによる金属の表面処理
2	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
3	農薬又は化学肥料の製造
4	貝灰の製造
5	綿の製造又は再生
6	金属箔又は金属粉の製造
7	石綿、岩綿、鉍さい綿又は石膏の製造又は加工
8	合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
9	動物質廃棄物の焼却作業
10	溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
11	ドライクリーニング
12	動物質臓器、骨又は排せつ物を原料とする物品の製造
13	動植物油の精製
14	油かん、その他のあきかんの再生
15	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
16	金属の圧延又は熱処理
17	自動車(道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。)を解体する作業
18	紙又はパルプの製造
19	羊毛又は羽毛の洗浄又は加工
20	たん白質の加水分解
21	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
22	1の項から21の項までに掲げる作業のほか、製造、加工、精製または修理の工程においてアンモニア、ふっ素化合物、シアン化水素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、塩化水素、窒素酸化物、アクロレイン、亜硫酸ガス、塩素、二硫化炭素、ベンゼン、硫酸(三酸化いおうを含む。)、ホスゲン、クロルスルホン酸、臭素、メルカプタン、一酸化炭素、よう素、トルエン、フェノール又はピリジンを使用し、または発生させる作業

備考 君津市環境保全条例施行規則第3条別表第1の1「ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設」を設置して行う作業は除く。

2 水質汚濁に係る特定作業

番号	作業の種類
1	ア 砂利又は土を採取する作業(採取による砂利若しくは土の露出面積の合計が3,000平方メートル以上であるか又は砂利若しくは土の年間の総掘削量が30,000立方メートル以上の採取場で実施される作業に限る。) イ 砂利を洗浄する作業(砂利の年間の総洗浄量が30,000立方メートル以上の作業場に限る。)
2	鶏の解体作業(1日当りの解体数が100羽以上の作業に限る。)

3 騒音又は振動に係る特定作業

番号	作業の種類
1	板金又は製かんの作業
2	鉄骨又は橋梁の組立て作業(建設又は建築の現場作業を除く。)
3	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業(建設現場における作業を除く。)

備考 君津市環境保全条例施行規則第3条別表第1の2「騒音に係る特定施設」及び3「振動に係る特定施設」に掲げる特定施設を設置して行う作業は除く。

5. 特定作業の届出について

君津市環境保全条例に基づく特定作業に関する届出は、期日までに市の窓口へ提出してください。届出期日は、後述の通りです。

なお、提出書類については窓口で受付し、内容を審査して後日副本を返却します。

郵送での提出も可能ですが、市の担当課に届いた日が受付日となるため、届出期日に余裕をもって提出してください。また、副本返信用の封筒を同封してください。

届出は押印不要ですが、各添付書類と合わせて、届出者の本人確認ができる書類(名刺等)の提出をお願いします。

メールで届出をする場合は、副本の返却に代えて届出受理の旨をメールにてお知らせします。

6. 特定作業の実施について

君津市環境保全条例に基づく特定作業を行おうとする方は、市に届け出なければなりません(君津市環境保全条例第35条より)。ただし、条例で作業が特定作業と定められた際、現にその作業を行っている方(その作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている方を含む。)は、当該作業が特定作業となった日から30日以内に市に届け出なければなりません(君津市環境保全条例第36条より)。

また、届出をした方は、その届出が受理された日から60日(騒音または振動に係る届出にあっては、30日)を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定作業を開始し、または変更してはなりません(君津市環境保全条例第40条より)。

提出書類(正・副2部)

- ・ 特定作業実施届出書(第5号様式)
- ・ 添付書類(特定作業に係る事業経歴書、特定作業に係る組織図、特定作業の場所の付近の見取図、別紙様式、別紙様式に記載の添付書類及び図面)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

7. 特定作業の変更について

君津市環境保全条例に基づき特定作業の届出をした方は、届出に係る事項の変更をしようとするときは、その旨を市に届け出なければなりません。ただし、当該事項の変更がこの届出に係る特定作業に係るばい煙等の量等の増加を伴わない場合は、この限りではありません(君津市環境保全条例第 37 条より)。また、届出をした方は、その届出が受理された日から 60 日(騒音または振動に係る届出にあっては、30 日)を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定作業を変更してはなりません(君津市環境保全条例第 40 条より)。

提出書類(正・副 2 部)

- ・ 特定作業変更届出書(第 7 号様式)
- ・ 添付書類(別紙様式、別紙様式に記載の添付書類及び図面)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

ばい煙等とは「ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭」のことを言います。

8. 氏名等変更、承継、廃止について

君津市環境保全条例の規定により、特定作業の実施を届け出た方は、その届出に係る氏名等の変更があったときまたは、その届出に係る特定施設を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を市に届け出なければなりません(君津市環境保全条例第 41 条より)。

また、譲り受け、借り受け、相続、合併または分割により君津市環境保全条例の特定作業を承継した方はその承継があった日から 30 日以内に、その旨を市に届け出なければなりません(君津市環境保全条例第 42 条より)。

提出書類(正・副 2 部)

【氏名変更】

- ・ 氏名等変更届出書(条例第 10 号様式)
- ・ 添付書類(変更を証明する書類)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

【承継】

- ・ 承継届出書(条例第 12 号様式)
- ・ 添付書類(変更を証明する書類)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

【廃止】

- ・ 特定施設等使用廃止届出書(条例第 11 号様式)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

※工場長等を届出者とする場合は、代表取締役からの委任状を添付

9. その他

(1) 排水の測定

君津市環境保全条例の水質汚濁に係る特定作業(鶏の解体作業を除く。)を行う方で、公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する水域をいう。)に排水を排出する方は、排水の測定の結果の測定をし、測定の結果は、水質測定記録表(別記第2号様式)により記録しなければなりません。記録表は3年間保存しなければなりません(君津市環境保全条例第31条、同施行規則第7条、第8条より)。

(2) 現況届

君津市環境保全条例に基づき水質汚濁に係る特定作業(鶏の解体作業を除く。)を行う方であって、砂利採取法第16条の規定による認可の申請若しくは同法第20条第1項の規定による変更の認可の申請を行おうとする方は、その申請日までに特定施設等の現況を届け出なければなりません(君津市環境保全条例第38条、同施行規則第13条、第14条より)。また、千葉県土採取条例第3条第1項の規定による認可の申請、若しくは同条例第7条第1項の規定による変更の認可の申請を行おうとする方は、その申請日までに特定施設等の現況を届け出なければなりません(君津市環境保全条例第38条、同施行規則第13条、第14条より)。

提出書類(正・副2部)

- ・ 特定施設等現況届出書(条例第8号様式)
- ・ 添付書類(条例別紙様式、別紙様式に記載の添付書類及び図面)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

(3) 計画変更命令、廃止命令等

市は、特定作業の届出(騒音または振動に係る届出を除く。)があった場合に、この届出に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に限り、届出をした者に対し、ばい煙等の防止方法に関する計画の変更または廃止を命ずることができます(君津市環境保全条例第39条より)。

(4) 計画変更勧告等

市は、騒音または振動に係る特定作業の届出があった場合に、この届出に係る騒音または振動が規制基準に適合しないことにより、その特定作業の場所の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、届出を受理した日から30日以内に限り、届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音または振動の防止の方法等に関する計画の変更を勧告することができます(君津市環境保全条例第39条より)。

(5) 改善措置

君津市環境保全条例に基づく命令または勧告を受けた者は、命令または勧告に従い、措置を講じたときは、速やかにその旨を市により届け出なければなりません(君津市環境保全条例第 39 条、同施行規則第 14 条より)。

提出書類(正・副 2 部)

- ・ 特定施設設置等改善措置届出書(条例第 9 号様式)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

お問い合わせ

君津市役所 経済環境部 環境保全課

電話: 0439-56-1212

FAX : 0439-56-1314

E-mail: kankyo-h@city.kimitsu.lg.jp